第二十二・二十四条　手続の停止及び終了

パネルは、両締約国による共同の要請があった場合にはいつでも、連続する十二箇月を超えない範囲で両締約国が合意する期間、パネルの手続を停止する。その停止が行われる場合には、パネルの手続に関連する期間は、パネルの手続が停止された期間と同じ期間延長される。パネルは、両締約国による共同の要請があった場合にはいつでも、又は一方の締約国の書面による要請があった場合には合意された停止期間の終了の時に、パネルの手続を再開する。当該要請は、パネルの長及び該当する場合には他方の締約国に通報されるものとする。パネルの手続が連続する十二箇月を超えて停止された場合には、パネルは、その設置の根拠を失うものとし、パネルの手続は、終了する。両締約国は、パネルの手続を終了させることについていつでも合意することができる。両締約国は、パネルの長に対し、その合意を共同で通知する。

第Ｄ節　一般規定

第二十二・二十五条　紛争解決手続の運用

1　各締約国は、次のことを行う。

(a)　この章の規定による紛争解決手続の運用について責任を負う事務局を指定すること。

(b)　指定された事務局の運営及び費用について責任を負うこと。

(c)　他方の締約国に対し、この協定の効力発生の日の後三箇月以内に事務局の所在地及び連絡先の情報を書面により通報すること。

2　両締約国は、1の規定にかかわらず、この協定による紛争解決手続に係る特定の運用上の業務のための支援を提供することを外部の組織に共同で委託することに合意することができる。

第二十二・二十六条　相互に合意する解決

1　両締約国は、第二十二・二条に規定する紛争についていつでも相互に合意する解決を得ることができる。

2　両締約国は、パネルの手続又は仲介の手続の過程において相互に合意する解決が得られた場合には、パネルの長又は仲介人に対し、その合意する解決を共同で通知する。その通知が行われた場合には、当該パネルの手続又は仲介の手続は、終了する。

3　各締約国は、相互に合意する解決を合意する期間内に実施するために必要な措置をとる。

4　3に規定する措置を実施する一方の締約国は、3に規定する合意する期間が満了する日までに、他方の締約国に対し、相互に合意する解決を実施するために自国がとった措置を書面により通報する。

第二十二・二十七条　紛争解決の場の選択

1　申立国は、特定の措置について、この協定に基づく義務及び両締約国が締結している他の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）に基づく義務であってこの協定に基づく義務と実質的に同等のもののいずれにも抵触すると申し立てる紛争が生じた場合には、当該紛争を解決するための場を選択することができる。

2　締約国は、1に規定する特定の措置に関し、紛争解決の場を選択し、この章の規定又は他の国際協定による紛争解決手続のいずれかを開始した場合には、当初選択した紛争解決の場が管轄上又は手続上の理由により係争中の事案に関して認定を行うことができないときを除くほか、当該特定の措置について他の紛争解決の場において紛争解決手続を開始してはならない。

3　2の規定の適用上、

(a)　この章の規定による紛争解決手続は、締約国が第二十二・七条1の規定に基づいてパネルの設置を要請した時に開始したものとする。

(b)　世界貿易機関設立協定による紛争解決手続は、締約国が紛争解決了解第六条の規定に基づいて小委員会の設置を要請した時に開始したものとする。

(c)　他の国際協定による紛争解決手続は、締約国が当該国際協定の関連規定に基づいて紛争解決のための委員会の設置を要請した時に開始したものとする。

4　この協定のいかなる規定も、紛争解決機関によって承認された譲許その他の義務の適用の停止を締約国が実施することを妨げるものではない。一方の締約国は、他方の締約国が対象規定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することを妨げるために世界貿易機関設立協定を援用してはならない。

第二十二・二十八条　期間

1　この章に定める全ての期間は、関係する行為又は事実の翌日から起算する。

2　この章に定める期間は、両締約国の合意により特定の紛争について変更することができる。パネルは、両締約国に対し、この章に定める期間を変更することを理由を付していつでも提案することができる。パネルは、いずれかの締約国の要請があった場合には、第二十二・十八条2及び3(b)に定める期間を変更するかどうかについて、特にその特定の紛争の複雑性に鑑み、自己の決定の理由を付して、決定を行う。

第二十二・二十九条　費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含むパネルの費用は、手続規則に従い、両締約国が均等に負担する。

第二十二・三十条　手続規則及び行動規範

この章に規定するパネルの手続については、第二十三・一条4(f)の規定に従って合同委員会がその第一回会合において採択するパネルの手続規則及び仲裁人についての行動規範に従って実施する。

第二十三章　制度に関する規定

第二十三・一条　合同委員会

1　両締約国は、両締約国の代表者から成る合同委員会をここに設置する。

2　合同委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内にその第一回会合を開催する。その後は、合同委員会は、両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか年一回、又は緊急の場合にはいずれかの締約国の要請に応じて、会合する。合同委員会は、両締約国の代表者の合意により、対面又は他の手段によって会合することができる。

3　合同委員会の会合は、両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか、英国又は日本国において交互に開催する。合同委員会は、この協定に規定する事項について責任を有する両締約国の閣僚級の代表者又はその代理者を共同議長とする。

4　合同委員会は、この協定が適正かつ効果的に運用されることを確保するため、次のことを行う。

(a)　この協定の実施及び運用について検討及び監視を行い、並びに必要な場合には両締約国に対して適当な勧告を行うこと。

(b)　この協定に基づいて設置される全ての専門委員会、作業部会その他の機関の作業を適宜、監督し、及び調整すること並びに当該機関に対して必要な行動を勧告すること。

(c)　前章の規定の適用を妨げることなく、この協定の下で生ずる問題を解決するよう努め、又はこの協定の解釈若しくは適用に関して生ずる紛争を解決するよう努めること。

(d)　両締約国の代表者が合意するこの協定の下での他の関心事項について検討すること。

(e)　その第一回会合において、合同委員会の手続規則を採択すること。

(f)　その第一回会合において、第二十二・三十条に規定するパネルの手続規則及び仲裁人についての行動規範並びに第二十二・六条2に規定する仲介手続を採択すること。

5　合同委員会は、この協定が適正かつ効果的に運用されることを確保するため、次のことを行うことができる。

(a)　専門委員会、作業部会その他の機関であって、第二十三・三条及び第二十三・四条に規定するもの以外のものを設置し、又は解散すること並びに当該機関の構成、任務及び職務を決定すること。

(b)　専門委員会、作業部会その他の機関に対して責任を割り当てること。

(c)　公衆に対しこの協定の範囲内の事項に関する情報を提供すること。